

さ情審査答申第40号
平成19年7月27日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成18年12月22日付けで貴職から受けた、浦和西部開発事務所が収受した①行政情報公開通知書又は行政情報任意的公開申出書、②その決定通知書又は回答書の起案書ただし、次の受付番号のもの南15-1・南15-2・南16-2（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの行政情報公開請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成18年12月22日付けで受けた、市保健所保健総務課が収受した行政情報公開請求書及びその決定通知書の起案書ただし、次の受付番号のもの南16-1の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年10月31日付け都都整浦西第395号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。また、文書管理の適正化をはかることを求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 文書管理は情報公開制度の根幹であり、条例第3条第2項で、実施機

関は行政情報を適正に管理する義務を負っている。さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）の制定にあたっては、上位法である情報公開条例及び個人情報保護条例の理念や規定を十分に踏まえる必要があり、その内容が情報公開条例を形骸化するものであってはならない。

- (2) 文書管理規則第35条第5項により、文書主管課長が全庁共通ファイル基準表を定めることになっている。全庁共通ファイル基準表は、全庁共通ファイル基準表と各課共通ファイル基準例により構成されており、各課共通ファイル基準例では、本件対象行政情報に係る個別フォルダー「情報公開請求・決定」の保存期間は3年と定められている。従って本件対象行政情報の保存期間は1年ではなく、3年であるはずであり、その存否については厳しく検証されなければならない。
- (3) 本件処分は、文書が不存在であることの理由の提示が十分でなく、非公開の理由提示義務懈怠の瑕疵ある手続きである。
- (4) 本件対象行政情報は、文書管理規則に反して保存期間を1年と定めて廃棄されており、手続的瑕疵がある。本件対象行政情報の一部は、写しとして市政情報課が保有しているもので、それを正式に入手することによって、同瑕疵について部分的に治癒することが可能なはずである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 文書管理規則第36条第4項では、文書の保存期間は、個別フォルダーを単位として、課長が定めるものとしている。本件対象行政情報は、1年以内保存と定めた個別フォルダー「情報公開」において保管していたもので、保存期間を経過して既に廃棄済みである。各課共通ファイル基準例においては、個別フォルダー「情報公開請求・決定」は3年保存とされているが、各課共通ファイル基準例は、全庁共通ファイル基準表にあたらぬと解釈している。
- 2 本件処分においては、公開しない理由を、文書の保存期間1年を経過し存在する文書はないとしており、公開請求者が廃棄済みであることを明確に認識し得る程度に記載してあるため、理由付記義務懈怠の瑕疵はない。
- 3 異議申立人は、本件対象行政情報の一部を市政情報課で保有していることから、その写しを入手することで手続的瑕疵を治癒できるとしているが、行政情報公開請求書の記載からは、浦和西部開発事務所で収受した原本を求めているものとし解釈することができない。原本には、浦和西部

開発事務所の収受印が押印されているが、市政情報課で保管しているものについては押印されていないため、厳密に言うとは同一のものではない。また起案書については、浦和西部開発事務所で保存し廃棄したものしかない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報である文書をいずれも保存期間を1年と定めた「情報公開」フォルダーに保管していたところ、南15-1・南15-2については保存期間が満了した後の平成17年4月1日、南16-2については保存期間が満了した後の平成18年4月1日にいずれも廃棄されているため、本件対象行政情報は不存在である旨述べており、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存在しない。よって、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

2 理由不備の瑕疵の主張について

異議申立人は、本件には非公開決定通知の理由が不備である旨主張する。保存期間を1年と明示したうえで、廃棄したとの理由が明示されており、不備はないと認められる。

3 本件対象行政情報の保存期間について

異議申立人の主張の意図するところは、本件対象行政情報の保存期間は各課共通ファイル基準例にあるとおり「3年」であるから、保存期間1年としたのは問題で、文書管理は厳に適正になされなければならないという点にあると解される。

そこで、本件対象行政情報である文書の保存期間について検討する。

本件対象行政情報である文書は、浦和西部開発事務所が収受した①行政情報公開通知書又は行政情報任意的公開申出書、②その決定通知書又は回答書の起案書（ただし、受付番号が南15-1・南15-2・南16-2のもの）ということであり、当審査会は、それらの文書は文書管理規則第36条別表第4種（1）に定める「申請、報告、届出等に関する文書」に該当し、保存期間は3年と解するべきものと考える。

したがって、実施機関が本件対象行政情報である文書をいずれも保存期間を1年と定めた「情報公開」フォルダーに保存していたことは、フォルダーの設定が情報公開請求という条例上の権利に基づく請求を意識させる設定となっておらず遺憾であるが、さらに保存期間を1年としたのは、文書管理規則第36条に違反するもので誠に遺憾というほかない。実施機関においても、その点、改めたとのことであり、今後は、誤りがないよう厳に注意されたい。

各課共通ファイル基準例は、全庁共通ファイル基準表が文書管理規則第35条によって作成され、各課の課長がこれに拘束されるのとは異なり、各課でファイリング責任者が課長の命を受けファイル基準表を作成する（文書管理規則第32条第3項）際のモデルとなる例を示したもので、文書管理規則上には根拠がなく、それ自体として拘束力を有するものではない。この点、異議申立人が全庁共通ファイル基準表と各課共通ファイル基準例を一体として文書管理規則第35条第5項に定める「全庁共通ファイル基準表」としての拘束力を有すると主張する点は採用できない。

しかし、ファイリング責任者が各課長の命を受けファイル基準表を作成するに当たっては、ファイル基準例を十分検討し、ファイル基準例と異なる扱いをする場合にはそれが適正か否かについては十分慎重に検討されるべきである。本件では、ファイル基準例にしたがっていれば、文書管理規則とも合致して、保存期間を3年と定めることになり、本件公開請求にも応えられたのであるから、誠に遺憾というほかない。

- 4 異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、文書管理の適正化をはかることを求めているが、行政不服審査法上の異議申立ては、具体的な権利救済を求めるものであるから（行政不服審査法第1条）、文書管理の適正化を図ることは請求の趣旨としては失当であると考ええる。

ただ、異議申立人の意図の中には、当審査会に実施機関に対し勧告的意見を求めるように求めるところにあるようにも考えられるので、その点について付言する。

文書の管理が情報公開と密接に関連し、適切な文書の管理なくして条例の目的（条例第1条）を全うすることはできないから、個別の事案の審査の過程で、実施機関の非公開決定等の前提となっている事情の中で、文書管理が適正になされていないことが認められ、さいたま市情報公開条例の目的に照らして看過出来ないときには、当審査会は文書管理について勧告的な意見を述べることも可能と考えられる。そして、それをどのような形式で述べるかは、当審査会の裁量的判断に委ねられていると解される。本件において、実施機関の文書の保存には問題があったと考えられるということは前記のとおりで、実施機関も保存の形式を改めたというのであるから、さらに勧告的意見と表示して意見を述べるまでもないと考ええる。

- 5 異議申立ての理由(4)について

異議申立人は、本件対象行政情報は、文書管理規則に反して保存期間を1年と定めて廃棄されており、手続的瑕疵があると主張するが、本件対象行政情報が文書管理規則に反して保存期間1年と定められて廃棄されたことは、本件処分そのものの手続的瑕疵とは解されない。

また、異議申立人は、本件対象行政情報の一部は、写しとして市政情報課が保有しているのので、それを正式に入手することによって、同瑕疵について部分的に治癒することが可能なはずであると主張するが、本件対象行政情報の一部を写しとして市政情報課が保有しているからといって、その写しを取得して、公開することまで、本件公開請求の内容になっていないのは明らかである。また、条例上の情報公開請求権は存在する行政情報の公開請求であって、情報を入手して、公開することまで求めるものではない（条例第7条）。なお、所管の課長が文書管理規則に定める保存期間の誤解により、廃棄してしまった文書を写しなどを入手して可能な限り復元に努めるということは、情報公開請求とは別の問題である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年12月22日	諮問の受理
②	平成19年 1月18日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 2月15日	審議
④	同 年 5月24日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 6月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)